

上野国分寺・尼寺と地域社会 - 発掘調査から見えてきたこと -

2023年9月16日

前澤 和之（群馬県地域文化研究協議会 会長）

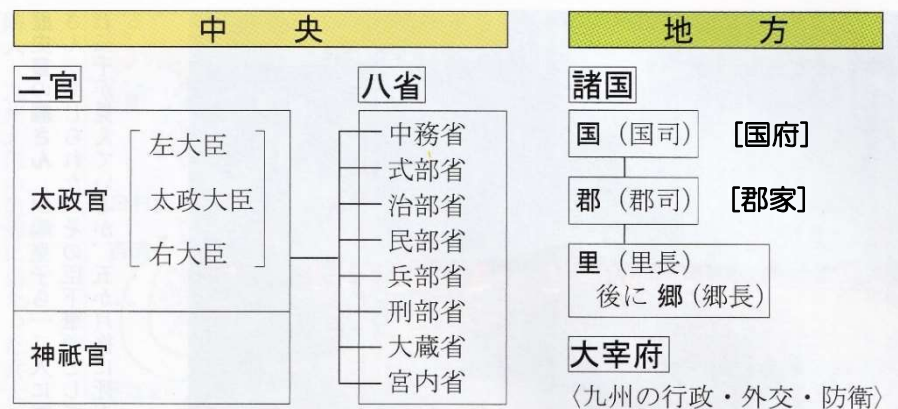
はじめに

古代の律令制度による地方政治での一大事業であった、上野国分二寺（僧寺・尼寺）の創建造営と運営の事情と、それを支えた地域社会のようすはどうであったのか、史料研究と発掘調査での成果を合わせて考えていきます。

1 古代の地方政治

(1) 律令制度

① 飛鳥時代（7世紀後半）から平安時代（11世紀後半）の政治は、中国の制度に倣った律令（刑法と行政法）に基づいて行われました。これを**律令制度**または**律令政治**と呼びますが、701年（大宝元）に成立した大宝律令の名が良く知られていません。その仕組みを示すと【図表1】のようになります。



図表1 古代の律令政治の仕組み

- 里（後に郷、村・大字）に区分された地域がありました。現在の政治制度の原形と言えます。

(2) 国司と郡司

① それぞれの国の行政・徴税・訴訟などを担当する**国司**（こくし）には、**守**（かみ） - **介**（すけ） - **掾**（じょう） - **目**（さかん）の4等級があり、大・上・中・下に格付けより介以下の定数には差がありました。この内の「守」が現在の知事に当たり、中央政府から6年（時期によって4年）の任期で派遣される貴族が就任しました。この政務の中心となったのが**国府**（こくふ）です。

② その下で郡内の安寧や訴訟沙汰を処理し、また秩序維持や文書扱いなどの実務に当たる**郡司**（ぐんじ）には、**大領**（たいりょう） - **少領**（しょうりょう） - **主政**（しゅせい） - **主帳**（しゅちょう）の4等級があり、里の数によって大・上・中・下・小に区分された格付けによって定数にも多少の違いがありました。現在の市長に当たる「大領」と少領には地域の伝統豪族が任命され、任期は終身（実際には10年前後）とされていました。郡の政務の拠点**郡家**（ぐんけ）でした。

2 古代の上野国

(1) 五畿七道と駅路

- ① 京とその周辺の4か国を畿内、それ以外の国々と島を東海道・東山道・北陸道・山陽道・山陰道・南海道・西海道の7道に区分する、広域行政の**五畿七道**の制度が設けられました。
- ② 畿内から放射状に延びる七道に、京とそれぞれに属する国府とを結ぶ幹線道路である**駅路**（えきろ）が敷かれました。その30里（約16km）ごとに**駅家**（えきや、うまや）が設けられ、規定数の馬が配置されていました。

図表2 畿内七道と駅路



(2) 上野国の郡と駅

- ① 現在の群馬県域に当たる**上野国**（かみつけのくに、こうずけこく）は内陸部の**東山道**（とうさんどう）に属し、碓氷・片岡・甘楽・多胡（711年成立）・緑野・那波・群馬・吾妻・利根・勢多・佐位・新田・山田・邑楽の14郡がありました。

図表4 古代の上野国



図表3 上野国の郡

諸郡官舎項	年年交替欠穀類白塩未填項	延喜式和名抄	管内の郷数	郡の等級
(欠)	碓氷	碓氷	8(6)	中(下)
□ 岡	豊岡	片岡	5	下
甘楽	甘楽	甘楽	13	上
多胡	多胡	多胡	7(6)	下(下)
緑野	緑野	緑野	11(10)	中(中)
那波	那波	那波	7	下
群馬	東上条 西上条	群馬	13(8)	上(中)
□ 妻	<欠>	吾妻	3	小
利根	<欠>	利根	4	下
勢多	<欠>	勢多	9(8)	中(中)
□ 佐位	<欠>	佐位	8(5)	中(下)
新田	<欠>	新田	6(5)	下(下)
山田	<欠>	山田	4(6)	下(下)
邑楽	<欠>	邑楽	4	下

（郷数は古活字本『和名抄』による。（ ）は高山寺本との異同を示す。）

- 1 国府推定地 2 国分僧寺 3 国分尼寺 4 山王廃寺 5 金井廃寺 6 緑野寺
- 7 上植木廃寺 8 寺井廃寺 9 上西原遺跡 10 十三宝塚遺跡 11 佐位郡家跡
- 12 新田郡家跡 13 伊香保神社 14 榛名神社 15 貫前神社 16 赤城神社
- 17 美和神社 18 賀茂神社 19 山上碑 20 多胡碑 21 金井沢碑 22 山上多重塔
- A 坂本駅 B 野後駅 C 群馬駅 D 佐位駅 E 新田駅 F 足利駅

- ② 国府は群馬郡内（前橋市元総社町周辺）に置かれ、東西に通る**駅路**には**坂本・野後**（のしり）・**群馬**（くるま）・**佐位・新田**（にふた）の5駅が置かれ、新田駅からは武蔵国の国府（東京都府中市）で**東海道**の駅路とつながる**分岐路（武蔵路）**が設けられていました。【図表4】
- ③ 律令の区分では元は**上国**でしたが、811年（弘仁2）に**大国**に格上げされ、国司は守1人・介1人・大掾1人・少掾1人・大目1人・少目1人となりました。また、826年（天長3）には上総・常陸国とともに天皇の皇子である親王を太守（たいしゅ）とする**親王任国**とされ、実際の現地に赴く**上野介**が国守の役目を果たすことになりました。

3 地域社会を知るための資料

(1) 2つの種類区分

- ① **A全国に共通するもの**
- ④ 『日本書紀』『続日本紀』・律令など通史を構成する史料
 - ⑤ 国府・郡家、**国分二寺**、駅路・駅家など公的施設の遺跡
 - ⑥ 廃寺跡や現在まで続く神社など
- ⇒ これらによる政治・制度の調査研究によって、国家の制度や政治動向の中での地域社会の状況と変遷、氏族や人びとの生活のようすを明らかにすることができます。
- ② **B地域に残る固有のもの**
- ④ 「風土記」・寺社縁起・写経などの史料
 - ⑤ 大宰府・多賀城・城柵などの遺跡、**石碑**などの遺産
- ⇒ **A**に加えて、地域の特色をより深く探るための資料として活用でき、県史・市町村史の特論などで多くとり上げられます。

(2) 上野国地域に係る資料

A・**B**を合わせて考えると、史料の少ない古代の地域のことをより詳しく知ることができます。ここでは、**Aの上野国分二寺（僧寺・尼寺）跡**を中心に、**Bの「上野国交替実録帳（こうずけのくにこうたいじつろくちょう）」と上野三碑（こうずけさんび）**に注目して考えていきます。

4 上野国分寺の創建

(1) 国分寺とは

- ① 741年（天平13）2月に**聖武天皇**は、60余の国（島も含む）ごとに**国分二寺**を創建する勅（みことり）を出しました。その要点は次のようです。

目的：「四王の擁護により、一切の灾障を消す」「聖法の盛を天地に永流させる」（国家鎮護）

方法：「天下諸国に**七重塔**一区を造り、塔毎に金字の金光明最勝王經一部を置く」「**国毎に僧寺と尼寺をつくる**」「**僧寺**には20人の僧を置き、寺名は**金光明四天王護国之寺**とする。

尼寺には10人の尼を置き、寺名は**法華滅罪之寺**とする」

条件：「塔を造る寺は**国華**とする」「必ず**好处**を選び、**長久な**ものとする」「人びとの集まる所から近過ぎず、遠過ぎない場所とする」

- ② 疫病の大流行や争乱の発生といった政治の混乱と社会に広がる不安を、仏教の功德をもって収めると同じ目的と条件の下で、**全国で同時に巨大な寺院の創建造営が開始**されました。地方では前代未聞の一大土木建築工事で、**それぞれの国の取り組みの様子は奈良時代の地域ごとの律令政治に対する特色を映し出すものと**みることができます。

(2) 創建造営の難航

- ① 747年(天平19)11月に下された詔で、「天平13年の勅にもかかわらず、諸国司の怠慢により創建造営が進んでいない」「それにより天地の災異が顕れている」ことを述べ、その対策として「郡司の勇幹な者に造営を任せ、3年以内に塔・金堂・僧坊を修造し終えたならば、子孫は代々を大領・少領に任用する」「造営費用に充てる田地を増加する」との方針を打ち出しました。
- ② 平城京での東大寺の建立と合わせて諸国の国分寺の創建造営を急ぐ政府は、具体的な条件を挙げた上で、国司に代わって能力のある地元の郡司らに任せてよいとの方針の転換を図ったわけですが。政策の見直しですが、冒頭に「塔」が挙げられていることから、これは国分寺(国分僧寺)を対象にした施策であったことがわかります。

(3) 上野国の取組み

- ① 当時の歴史書の749年(天平勝宝元)に、次の記事が載っています。

【史料1】『続日本紀』(しよくほんぎ) 天平勝宝元年

5月:「上野国碓氷郡人外従七位上石上部君諸弟・尾張国山田郡人外従七位下生江臣安久多・伊予国宇和郡人外大初位下凡直鎌足等、各献当国々分寺知識物、並授外従五位下」

閏5月:「飛驒国大野郡大領外正七位下飛驒国造高市麻呂・上野国勢多郡小(少)領外従七位下上毛野朝臣足人、各献当国々分寺知識物、並授外従五位下」

- ② 国分寺に知識(仏教への帰依や貢献)物を献納した最初の記録で、ほぼ同時に5人が外従五位下(国守と同等の位階)を授かっている、対象が郡司か有力豪族である、天平19年から3年目に当たることに注目されます。
- ③ これは天平19年の詔に応じた叙位で、上野国分寺の塔・金堂・僧坊はこの頃に完成したとみることができます。また、対象者が2人なのは上野国のみであることに注目されます。上野国分寺は、聖武天皇の願いに応じて郡司・豪族をはじめとする人びとを中心に知識を編成して、全国でも率先して主要な堂塔を完成させたとみることができます。

(4) 上野国分寺の姿

- ① 近年の発掘調査で伽藍地(南北231m×東西219m)の様子が明らかとなりました。金堂と塔が東西に並んで配置され、七重塔は全国でも最大級(初層・各辺10.8m、推定の高さ約60m)のものです。



【図表5】上野国分寺推定復元図

- ② 榛名山南東麓の台地の先端にあり、正面に当たる南側には染谷川が流れ、背景に浅間山・榛名山・小野子山・子持山・谷川岳・赤城山が連なる、上野国中央部の国府の西側に接する「好処」が選ばれたことがわかります。

(5) 出土した瓦

- ① 上野国分寺跡の発掘調査で出土した創建時期の瓦には、郡や郷の名を押印したものが多数見つかっています。そのほとんどが勢多・佐位・山田郡のもので、「一」「二」などが描かれたものは新田郡関係であることが知られます。